

介護福祉士学校(法第40条第2項第1・2・3号)自己点検表

自己点検実施日：令和 5 年 4 月 27 日

学校名： ウェルテック専門学校広島校 学科名：介護福祉学科 修業年限： 2 年

事項	細部事項	備考	省令*	確認書類(例示)	適・否
1 設置主体 指針別添2-I-1	① 学校の場合 国立大学法人、地方公共団体及び学校法人を原則とする。			■寄付行為又は定款	適
2 校地・校舎 指針別添2 I-2-(1)~(3)	① 校地及び校舎等建物は、原則として設置者が所有するものであること。 ② 概ね20年以上にわたって使用できる場合であって、次の要件を満たす場合は、借地又は借家でもよいこと。 ア 賃貸借契約が締結されていること イ 校地について地上権又は賃借権、校舎等建物について賃借権の登記がなされていること(公用地はこの限りではない)			■登記簿謄本 ■賃貸借契約書 ■登記簿謄本	適 適 適
3 施設設備 指針別添2 I-2-(4)~(12)					
(1) 普通教室 ・教室数 ・面積	① 同時に授業を行う学級数以上を有すること。 ② 一教室の面積は、同時に授業を受ける学生等数×1.65㎡以上(内法による測定)であること。		第5条第11号		適 適
(2) 介護実習室 ・専らベッドを用いる実習室 ・和室	○ ベッド数×11.0㎡以上の広さを有すること(内法による測定)。 ① 6畳又は8畳の独立した部屋であること。 ② 押入を設置すること。	→ 在宅介護を想定した適切な実習が可能であれば独立した部屋、押入を設けなくてもよい。	第5条第12号		適 適 適
(3) 入浴実習室 ・面積 ・備品	○ 入浴実習室の面積は、同時に授業を受ける学生等数×1.65㎡以上(内法による測定)であること。 ① 家庭浴槽 ② 給排水設備 ③ シャワー設備		第5条第12号		適 適 適 適
(4) 家政実習室 ・面積 ・備品	○ 家政実習室の面積は、同時に授業を受ける学生等数×1.65㎡以上(内法による測定)であること。 ① 調理設備(同時に授業を受ける学生等数/6) ② 裁縫作業台(調理設備と同数以上)	→ 調理実習室と裁縫作業室を別個に設ける場合は、それぞれ面積基準を満たしていること。 → 調理設備との兼用も可。	第5条第12号		適 適 適
(5) 図書室 ・備品 ・図書	① 閲覧スペースと閲覧設備(机、椅子等)を有すること。 ② 図書室の蔵書以外にも、学習に必要な文献等について情報を検索できるよう、必要な機器を整備すること。 ① 指定規則別表に掲げる教育内容に関する専門図書及び学術雑誌を備えること。 ② 学生の希望を勘案し、定期的に補充又は更新し、充実を図ること。	→ 特に領域「介護」に関する図書の充実を図ること。	第5条第13号	■備品目録 ■図書目録	適 適 適 適

事項	細部事項	備考	省令*	確認書類(例示)	適・否	
(6) その他	○ 保健室、更衣室、演習室、学生相談室等の設備を設けるのが望ましい。				有	
(7) 教育用機械器具等			第5条第13号	■ 機械器具目録	適 適	
	品名	数量	備考			当該校の状況
	① 実習用「人形」	2体以上	→ 体位変換、清拭等介護実習に適したものの。			2体
	② 人体骨格模型	1体以上				2体
	③ 成人用ベッド	同時に授業を受ける生徒数/5以上	→ ギャッジベッドを含み、手すりを備えたものの。			生徒数:3 ベッド数:8 (生徒: /5) ≤ ベッド
	④ 移動用リフト	1台以上	→ 床走行式、固定式、据置式のいずれも可。			1台
	⑤ スライディングボード又はスライディングマット	相当数				1台
	⑥ 車いす	同時に授業を受ける生徒数/5以上				生徒数:3 車椅子数:5 (生徒: /5) ≤ 車椅子
	⑦ 簡易浴槽	1槽以上	→ 移動できるもので、浴槽が硬質のもの。			1槽
	⑧ ストレッチャー	2個以上				4個
	⑨ 排せつ用具	相当数	→ ポータブルトイレ、尿器等。			8個
	⑩ 歩行補助つえ	相当数				4本
	⑪ 盲人安全つえ	相当数	→ 普通用と携帯用のいずれも。			2本
	⑫ 視聴覚機器	相当数	→ テレビ、ビデオ、OHP、プロジェクタ等。			3器
	⑬ 障害者用調理器具・食器	相当数				8式
	⑭ 和式布団一式	1式以上				2式
	⑮ 吸引装置一式	相当数				4式
	⑯ 経管栄養用具一式	相当数				4式
	⑰ 処置台又はワゴン	相当数	→ 代替する機能を有する床頭台等でも差し支えない。			8台
	⑱ 吸引訓練モデル	相当数				4体
	⑲ 経管栄養訓練モデル	相当数				4体
	⑳ 心肺蘇生訓練用器材一式	相当数		4体		
	㉑ 人体解剖模型	1体以上	→ 全身模型とし、分解数は問わない。	2体		
	* 養成施設の適切な管理の下、当該養成施設に常時備え置かれている場合であって、授業運営上必要になったときに随時使用できる場合には、レンタル又はリース等であっても差し支えない。					

事項	細部事項	備考	省令*	確認書類(例示)	適・否
4 学則に関する事項 指針別添2-I-5	○ 少なくとも以下の事項を明示すること。 ①設置目的/②名称/③位置/④修業年限 /⑤学生定員、学級数/⑥養成課程、 履修方法/⑦学年、学期、休業日/ ⑧入学時期/⑨入学資格(法律条文を明記) /⑩入学者の選考/⑪入学手続/⑫退学、 休学、復学、卒業/⑬学習の評価及び 課程修了の認定/⑭入学検定料、入学料、 授業料、実習費等/⑮教職員の組織/ ⑯賞罰			■学則	適
5 学生等に関する事項 指針別添2-I-6	① 1学級の定員は50人以下であること。 ② 学則に定める学生等定員は、学生等の確保の見通し及び卒業生の就職先の確保の見通し等に照らして適正な人数とし、当該定員を厳守すること。 ③ 入学資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこととし、入学の選考は、学力検査の成績等を勘案して適正に行うこと。 ④ 入学志願者に対しては、入学願書に併せて、指針6(2)のア～ウの書類を提出させること。 ⑤ 学生等の出席状況は、出席簿等の書類により、確実に把握すること。 ⑥ 指定規則別表に基づき編成された各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2(介護実習は5分の4)に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。 また、学則にその旨が明記されていること。 ⑦ 他の養成施設において履修した科目は、学生等からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を当該他の養成施設のシラバスにより評価し、当該養成施設における教育内容に相当するものと認められる場合には、(養成施設については、総履修時間の2分の1以内で、)当該養成施設における科目の履修に代えて差し支えないこと。 ⑧ 他資格に係る養成を行う学校等において履修した科目は、学生等からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を当該学校のシラバスにより評価し、当該養成施設における教育内容に相当するものと認められる場合には、領域「介護」に係る科目を除き、当該養成施設における科目の履修に代えて差し支えないこと。 ⑨ 健康診断の実施、疾病の予防等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。 ⑩ 入学、卒業、成績、出席状況等学生等に関する書類が確実に保存されていること。		第5条第10号	■学則 ■募集要綱 ■選考基準 ■入学者の選択及び成績審査に関する書類 ■入学願書 ■卒業証明書 ■出席簿 ■学則 ■出席簿 ■単位及び卒業に関する書類 ■学生からの申請書 ■当該養成施設で相当と判断したことがわかる書類 ■学生からの申請書 ■当該養成施設で相当と判断したことがわかる書類 <input type="checkbox"/> 健康管理規定 <input type="checkbox"/> 健康診断実施記録 <input type="checkbox"/> 学籍簿 <input type="checkbox"/> 進級・卒業認定会議録 <input type="checkbox"/> 卒業台帳 <input type="checkbox"/> 退学・転学届	適 適 適 適 適 適 適 適 適 適・ 適・否
6 教員に関する事項 指針別添2-I-7	(1) 教員の数 ○ 教員の数は、指定規則別表に基づき編成された各科目を担当するのに適当な数であること。 ○ 専任教員の数は、学校指定規則別表第2に定める専任教員数以上であること。 ・定員を定めない学年がある場合には、当該学年の定員は定員を定める他の学年の定員と同数とみなして学生の総定員とし、専任教員数を算出する。 ・ただし、定員を定めない学年は、定員を定める学年が2学年以上ある場合に、第1学年及び第2学年に限り設けることができること。	一 専任教員の数は、学生総定員に応じ次のとおり 80人以下：3人 81～120人：4人 121～160人：5人 161～200人：6人	第5条第4号別表第2	■教職員名簿 ■教員の履歴書 ■資格証 ■教員(専任・兼任)に関する調書 ■出勤簿 ■従事証明書 ■就業規則	適 適

事項	細部事項	備考	省令*	確認書類(例示)	適・否
(2) 専任教員	① 原則として、教員は1つの介護福祉士養成施設に限り、専任教員となるものであること。	→ 介護福祉士養成施設に2以上の課程がある場合は、1の課程に限り、専任教員となるものであること。			適
	② 専任教員は、次のうちいずれかであること。 ア 介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者 イ 大学院、大学、短期大学又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、その担当する教育に関し教授する資格を有する者 ウ 専修学校の専門課程の教員として、その担当する教育に関し3年以上の経験を有する者		第5条第5号 イ ロ ハ		適
	③ 専任教員のうち1人は、すべての領域に関する教育課程の編成等の教務に関する主任者とし、介護教員講習会を修了した者であつて、介護福祉士養成施設の専任教員として3年以上の経験を有する者であること。	→ 1の専任教員が④から⑥までの要件をすべて満たしていれば、教育編成主任は1人でよい。	第5条第6号		適
	④ 領域「人間と社会」を教授する専任教員のうち1人は、当該領域の教育内容編成主任とし、次のいずれかに該当する者であること。 ア ②のアに該当する者であつて介護教員講習会を修了した者 イ ②のイ又はウに該当する者		第5条第7号		適
	⑤ 領域「介護」を教授する専任教員は、介護教員講習会を修了した者であること。		第5条第8号		適
	⑥ 領域「介護」を教授する専任教員は、介護教員講習会を修了した者であるとともに、そのうち1人は、当該領域の教育内容編成主任とし、介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者であること。		第5条第8号		適
	⑦ 領域「こころとからだのしくみ」を教授する専任教員のうち1人は、当該領域の教育内容編成主任とし、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者であつて介護教員講習会を修了した者であること。		第5条第9号		適
(3) 医療的ケアを教授する教員	○ 医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員は、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者であつて、医療的ケア教員講習会を修了した者であること。		第5条第9号の2		適
(4) その他の教員	○ 教育する内容について、相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者。				適

事項	細部事項	備考	省令*	確認書類(例示)	適・否
	<p>ウ 介護サービスの提供の過程に関する諸記録が適切に整備されていること。</p> <p>エ 介護職員に対する教育、研修等が計画的に実施されていること。</p> <p>・ 実習指導者 介護福祉士の資格を取得した後3年以上の実務経験を有する者であって実習指導者講習会を修了した者であること。</p> <p>【経過措置】</p> <p>→ 当分の間は、平成21年3月31日までの間に、全国社会福祉協議会が行う実習指導者特別研修課程を修了した者であっても差し支えない。</p> <p>② 1の実習施設における同時に実習を行う学生等の受入れは、実習指導者の員数に5を乗じて得た数を上限とすること。</p> <p>③ 介護実習Ⅰについては、個々の利用者の生活リズムや個性を理解した上で個別ケアを理解し、利用者及び家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じたチームの一員としての介護福祉士の役割について理解することに重点をおいた内容とする。</p> <p>④ 介護実習Ⅱについては、一の施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他の科目で学習した知識及び技術等を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を修得することに重点を置いた内容とする。</p> <p>⑤ 介護実習Ⅰを行うのに適切な介護実習施設の選定に当たっては、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で施設における実習に片寄ることのないよう、短期間であっても、訪問介護等の利用者の居室を訪問して行うサービスや小規模多機能型居宅介護等のサービスを含む居宅サービスを介護実習施設等として確保することにより、利用者の生活の場である多様な介護現場において個別ケアを体験・学習できるように配慮すること。</p> <p>⑥ 介護実習Ⅰを行うのに適切な介護実習施設の選定に当たっては、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で特定の施設・事業等の種別に片寄ることのないよう、高齢者を対象とした施設・事業等、障害者を対象とした施設・事業等、児童等を対象とした施設・事業等で多様な経験・学習ができるよう配慮すること。</p> <p>⑦ 実習内容、実習指導体制、実習中の安全管理等については、介護実習施設等との間で十分協議し、確認を行うこと。</p> <p>⑧ 実習の教育効果を上げるため、介護総合演習については、実習前の介護技術の確認や介護実習施設等に係るオリエンテーション、実習後の事例報告会の開催実習期間中に学生等が介護福祉士学校において学習する日の設定等を通じ、実習に必要な知識及び技術、介護過程の展開の能力等について、個々の学生等の学習到達状況に応じた総合的な学習となるよう努めること。</p> <p>⑨ 実習において知り得た個人の秘密の保持について、教員及び実習生に対して徹底を図ること。</p> <p>⑩ 介護実習は、介護実習を行うのに適当な施設又は事業として厚生労働大臣が別に定めるもの(介護実習施設等)において行うこと。</p>		附則第14条 第5条第15号	<p>■実習施設一覧 ■実習計画 ■実習要綱</p> <p>■実習施設一覧 ■実習計画 ■実習要綱</p> <p>■実習施設一覧表 ■実習施設の承諾書</p>	適 適 適 適 適 適 適 適
(2) 実習計画	○ 実習計画が実習施設との連携の下に定められていること。			■実習計画 ■実習要綱	適
(3) 巡回指導	○ 実習担当教員が週1回以上巡回して指導を行うこと。 ただし、これにより難しい場合にあっては、実習指導者との定期的な電話連絡を行うなど、実習施設との十分な連携の下、帰校日を設けて指導を行うことも差し支えないこと。	→ 実習期間が1日から3日程度の場合、実習期間前に実習指導者との間で情報交換を行い、実習に係る教育の到達目標を共有している場合には、巡回指導は行わなくても差し支えない。	第5条第14号イ、ロ	■実習計画 ■実習巡回計画書 ■実習巡回記録	適

事項	細部事項	備考	省令※	確認書類(例示)	適・否
10 運営に関する事項 指針別添2-I-11	① 専任の事務職員を有すること。 ② 管理及び維持管理の方法が確実であること。 ③ 養成施設の経理が他と明確に区分されていること。 ④ 会計帳簿、決算書類等収支状況を明らかにする書類が整備されていること。 ⑤ 入学金、授業料及び実習費等は適当な額であり、寄付金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。 ⑥ 令第5条の報告は遅滞なく行うこと。		第5条第16号 第5条第17号	■職員名簿 ■職員配置図 ■就業規則 ■各種規則 ■会計帳簿等 ■会計帳簿等	適 適 適 適 適 適

※ 「省令」は、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）である。